

令和2年7月30日

島根県の対応

島根県対策本部決定

県民に対し、以下の2点を要請

- (1) 飲食店の利用について、各店舗において感染症拡大防止対策を徹底してもらうこと、県民の皆さまにも、そうした店舗を利用して頂くことを前提として、
 - ① 県外に出かけた場合には、「接待を伴う飲食店の利用」を控えること、また、県外の人との「飲食店のアルコールを伴う利用」を控えること
 - ② 県内においても、県外の人との「接待を伴う飲食店の利用」と「飲食店のアルコールを伴う利用」は控えることただし、隣接県のうち、通勤、買い物などの生活圏域に属する地域については、県内と同様に取り扱う。
- (2) 8月1日以降のイベント等の開催にあたっては、「島根県の対応」別紙を目安として判断すること